融資

マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）

<u>？？マル経融資とは？？</u>

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

<u>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置</u>

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】最近１か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】運転資金、設備資金　　【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

お問合せは、加古川商工会議所、またはお近くの日本政策金融公庫へ

補助金

生産性革命推進事業

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。

	ものづくり･商業･サービス補助	持続化補助	IT導入補助
どんな補助？	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援	事業継続性確保の観点から、ＩＴツール導入による業務効率化等を支援
対　象	中小企業・小規模事業者等	小規模事業者等	中小企業・小規模事業者等
補助額	原則～1,000万円	原則～50万円	30～450万円
補助率	中小１／２、小規模２／３	２／３	１／２
応募締切	（1次）~~3月31日~~ 受付終了 （2次）5月 （3次）8月 （4次）11月 （5次）R3年2月	（1次）~~3月31日~~ 受付終了 （2次）6月5日 （3次）10月2日 （4次）R3年2月5日	（1次）~~3月31日~~ 受付終了 （2次）6月 （3次）9月 （4次）12月
活用例	・部品調達が困難なため、自社で内製化するための設備投資を行う ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する、など	・インバウンド需要減少のため、インターネット販売を強化する ・旅館が自動受付機を導入し、省人化する、など	・在宅勤務制度を導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する、など

詳しくは、中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト　中小機構 生産性革命　検索

助成金

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等※に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

【支給額】休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特別会計から支給、それ以外は一般会計から支給

詳しくは、厚生労働省ＨＰ　新型コロナ 休暇支援　検索

雇用調整助成金の特例措置

<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主</u>（観光客減少の影響を受ける観光関連産業、部品の調達･供給等の停滞の影響を受ける製造業など、幅広く特例措置の対象となります）が、事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成

	自治体が緊急事態宣言を発出し活動の自粛を要請している地域	その他の地域
助成率	大企業２／３、中小企業４／５	大企業１／２、中小企業２／３
支給限度日数	１年間で100日（３年間で150日）	左 同
主な内容	・生産指標要件（売上高等10％減）は満たしたものとして扱う ・非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象	・生産指標（売上高等10％減）の確認対象期間を３ヶ月から１ヶ月に短縮 ・事業所設置後、１年未満の事業主も対象

詳しくは、厚生労働省ＨＰ　厚生労働省 雇用調整助成金　検索

◎◎関連リンク◎◎

- **経済産業省の支援策等** →　経済産業省 新型コロナウイルス　検索
- **新型コロナウイルスお役立ち情報** →　首相官邸 コロナ お役立ち情報　検索
- **新型コロナウイルスに関するQ&A（事業者の方向け）** →　厚生労働省 コロナ 企業　検索

支援策をはじめ、国が発信する情報は日々更新されています。新しい情報をこまめにチェックしましょう。また、商工会議所では経営指導員等が経営に関するご相談を、日々お受けしておりますが、法律・税務・労務等、専門家がご相談に応じる「無料相談」も毎月開催されています。わからないこと、不安なことがある時はお気軽にご利用ください。

経営に関する「困った」は

加古川商工会議所へ（TEL：０７９－４２４－３３５５）